

令和5年度群馬県外来対応医療機関確保事業補助金Q & A（第2版）

令和5年6月1日 第1版

令和5年8月1日 第2版

No	交付要綱 関連規定	項目	質問	回答
1	第2	全般	本事業の内容を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うものです。
2	第4	全般	本補助金の対象者を教えてください。	令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査外来）の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として発熱患者等の診療に対応する保険医療機関が対象です。
3	第4	全般	令和5年3月10日以前に「診療・検査外来」の指定を受けた医療機関は申請ができませんか。 また、これまでに「診療・検査外来」の指定を受けたものの、医療機関側の都合により指定の取消しをしている場合、再度外来対応医療機関の指定を受ければ、本補助金を申請することができますか。	いずれの場合も申請できません。 ※令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査外来）の指定を受けた医療機関が対象です。
4	第4	全般	本補助金は、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に係る経費が対象となりますが、患者の診療実績がない場合、補助金は交付されないのですか。	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に係る経費が対象のため、患者の診療実績の有無は問いません。
5	第4 第13(1) 第14	対象要件	本補助金の交付を受けた場合、いつまで外来対応医療機関の指定を継続しなければなりませんか。 また、本補助金の交付決定を受けた後、医療機関側の都合により令和6年3月31日までに外来対応医療機関の指定の取消しをした場合は、どうなりますか。	少なくとも令和6年3月31日までは外来対応医療機関の指定を継続していただく必要があります。 令和5年度中に医療機関側の都合により外来対応医療機関の指定を取り消した場合は、交付決定の取消し（及び補助金の返還の求め）をすることがありますので、予めご留意ください。
6	第4	全般	インターネットで購入したため納品書がないのですが、この場合は何を提出すればよいのですか。	対象設備等を発注し、納品等が完了したことが確認できる書類を提出してください。
7	第4	全般	補助対象期間を教えてください。	令和5年4月1日から令和5年9月30日までです。 したがって、上記補助対象期間内に対象設備等を発注し、納品等が完了した経費が対象となります。
8	第4 別表	対象経費	どのような経費が対象となりますか。	外来対応医療機関の新設のための初度設備等の整備に係る経費が対象です。 【補助対象経費の例】 (1) 患者案内のための看板の設置料 (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 (5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費 (6) その他外来対応医療機関の新設に伴い必要となる事業費

No	交付要綱 関連規定	項目	質問	回答
9	第4 別表	対象経費	「(1) 患者案内のための看板の設置料」について具体的に教えてください。	以下①又は②の経費を対象とします。 なお、いずれの場合も「外来対応医療機関」であることを看板に明記するとともに、発熱患者等の誘導に配慮したものとしてください。 ①看板の新設設置料 ②既存の看板の改修費
10	第4 別表	対象経費	「(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費」について、 ①自院のHPを新たに整備する場合は全額が対象となりますか。 ②HP全体を改修する場合も全額が対象となりますか。	原則は、HPそのものを新たに整備する場合であっても、可能な限り外来対応医療機関であることを明記するための費用を分けてください。当該費用を補助対象とします。
11	第4 別表	対象経費	「(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費」について、増築工事も対象となりますか。	給気・排気等に係る機械や窓等を設置するための修繕費を対象とします。 なお、建物の価値を引き上げるような工事（増築工事）は対象外です。
12	第4 別表	対象経費	「(4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費」について、具体的に教えてください。 なお、自院で検査を行っていますが、検査試薬等も対象になりますか。	医療機器については、外来対応医療機関を新設するために真に必要な不可欠なものとしします。 (例) ・パルスオキシメーター ・発熱患者等の診療に用いるための体温計 ※以下は対象外 ・発熱患者等の診療に限定しないもの（通常の診療に用いるもの） ・新型コロナウイルス感染症の検査を行うための検査機器 ・検査試薬等（1回の実施で廃棄するもの）
13	第4 別表	対象経費	「(6) その他外来対応医療機関の新設に伴い必要となる事業費」について、対象となり得る経費について、具体的に教えてください。 なお、検査に係る外注費も本補助金の対象経費に該当しますか。	発熱患者等の診療のため特に必要となる設備等の整備費を対象としますので、検査外注費は対象外です。 (例) HEPAフィルターの付いていない空気清浄機など
14	第4 別表	対象経費	本補助金のほかに、交付を受けられる補助金はありますか。	本補助金のほかに、「令和5年度群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金」に申請することが可能です。 なお、本補助金の対象経費と重複しないよう、以下に該当する設備については、「令和5年度群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金」に申請してください。 【令和5年度群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金】 ・HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応が可能なもの） ・HEPAフィルター付きパーテーション ・個人防護具 ・簡易ベッド ・簡易診療室及び付帯する備品 詳細は、以下の県ホームページをご確認ください。 「群馬県外来対応医療機関に対する設備整備事業補助金について（県執行）」 https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/2685.html

No	交付要綱 関連規定	項目	質問	回答
15	第4	対象期間	新たに外来対応医療機関の指定を受けた日が令和5年5月25日ですが、外来対応医療機関を新設するための初度設備等の整備を行った日が令和5年4月1日以降であれば、本補助金の対象になりますか。	外来対応医療機関の指定日前であっても、外来対応医療機関を新設するための初度設備等の整備に係る経費が令和5年4月1日以降であれば、本補助金の対象になります。 外来対応医療機関指定日以降に本補助金の交付申請を行ってください。
16	第10	交付決定前 事前着手	補助金交付決定前の経費は、本補助金の交付の対象になりませんか。	補助金の交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定を受けて行うこととなりますが、やむを得ない事情がある場合は、補助金交付決定前に着手することができます。その場合、交付決定前事前着手届（様式第6号）をあらかじめ提出していただく必要があります（要綱第10参照）。
17	別表	補助額	補助額を教えてください。	①と②のどちらか少ない方の額となります（千円未満切捨て）。 ①基準額（上限額）50万円と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 ②総事業費から寄附金その他の収入を控除した額 （例）実支出額が40万円で寄附金等の収入がない場合、40万円が補助額
18	第6（8）	その他	本補助金は、国（会計検査院）の会計検査の対象になりますか。	本補助金は国費を活用した事業であるため、当該事業で整備した設備等は国の会計検査の対象になります。 したがって、当該補助金で整備した設備等につきましては、他の目的で使うことがないようご注意ください。 また、契約書、請求書、納品書等の証拠書類につきましては、他の書類と区別し、5年間保管しておいてください。 ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなりません。
19	第6（4）	その他	本補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、何らかの手続きが必要ですか。	事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないとされています。したがって、補助金で整備した設備について廃棄する場合は、知事の承認が必要になります。
20	第6（5）	その他	補助金で整備した備品について、知事の承認を受けて処分して得た収入はどのように扱えばよろしいですか。	補助金で整備した備品を処分して得た収入については、その収入の全部又は一部を県に納付していただくことがあります。
21	第6（7）	その他	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について教えてください。	本補助金は、消費税を含めた金額で交付しますが、医療機関の消費税の申告状況により、補助金の対象経費の仕入れに係る消費税を実質的に負担していないこととなります。 したがって、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、仕入控除税額報告書を提出していただきますので、ご承知おきください。 提出時期等の詳細については、あらためてご連絡いたします。